

# 「栃木県ケアラー支援推進計画」概要 (令和6(2024)年3月策定)

保健福祉部保健福祉課

## 1 計画策定の趣旨等

### (1) 趣旨

栃木県ケアラー支援条例（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現に寄与するとともに、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものです。

### (2) 位置付け

条例第10条第1項の規定に基づき、ケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ケアラー支援の推進に関する基本的な計画として定めるものです。

### (3) 計画期間

「栃木県地域福祉支援計画」に合わせた期間とします。

※ただし、現行の「栃木県地域福祉支援計画（第4期）」の計画期間が令和8(2026)年度までとなっていることから、本計画の第1期については令和8(2026)年度までの3年間とします。

## 2 家族介護を取り巻く状況

### (1) 本県における少子高齢化等の動向

- ・本県の人口は、減少傾向にあり、令和22(2040)年には約164.7万人となる見込み
- ・令和5(2023)年の高齢化率は30.1%であり、年々増加傾向。これに伴い本県の要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、令和5(2023)年4月末で約9.3万人
- ・認知症高齢者数は、高齢化の進展に伴って増加し、令和22(2040)年には約12万4千人～14万7千人になると推計
- ・本県の高齢者単独世帯は、平成27(2015)年の約7万2千世帯から、令和22(2040)年には約11万世帯となり、約1.5倍になると予測
- ・本県の家族類型別世帯数では、単独世帯が最も多い状況

### (2) 医療的支援や福祉的支援を必要とする方の状況

- ・障害のある方に対しては、障害特性を踏まえた支援が求められており、障害者手帳所持者数は増加傾向
- ・少子化が進む中、本県では在宅で生活する医療的ケア児が増加
- ・本県のいわゆるビジネスケアラーは41,400人と推計
- ・「介護・看護のため」を理由に離職した人は、令和3(2021)年10月から令和4(2022)年9月の期間では1,700人と推計

## 3 関連する調査結果

### (1) 令和5(2023)年度栃木県政世論調査

- ①「ケアラー」という言葉の認知度  
「聞いたことがあり、内容も知っている」(約45%)、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」(約31%)、「聞いたことはない」(約23%)
- ②ケアラー当事者になる可能性  
「自分がケアラーになる可能性は、十分にあると思う」(約50%)、「自分がケアラーになる可能性は、あまりないと思う」(約23%)、「自分がケアラーになる可能性は、ないと思う」(約17%)、「実際に介護、看護等を行っている」(約7%)
- ③ケアラーへの必要な支援策  
「ケアラーが不安や悩みを相談できる窓口の設置・充実」、「福祉・医療・保健関係者の連携による支援体制の整備」、「ケアラーが一時的に休息をとれるようなサービスの充実」等

### (2) ヤングケアラー実態調査の結果概要(令和4(2022)年度実施)

- ①お世話をしている家族の有無(「お世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合)  
「小学6年生」12%、「中学2年生」約8%、「高校2年生」約5%
- ②ヤングケアラーに関する認知度(「聞いたことがあり、内容も知っている」)  
「中学2年生」、「高校2年生」とも、割合は3割程度

### (3) ケアラー実態調査の結果概要(令和5(2023)年度実施)

- ①回答者であるケアラー自身の性別、年齢  
ア 高齢者のお世話をしているケアラー  
「男性」約26%、「女性」約73%。年齢は「50～64歳」約28%、「65～74歳」及び「75～84歳」約25%。  
イ 障害者のお世話をしているケアラー  
「男性」約16%、「女性」約84%。年齢は「50～64歳」約39%、「30～49歳」が約34%。
- ②ケアラー自身を支えるために必要だと思う支援(主なもの)  
「自分の話を聞いてくれる人」、「緊急時でも安心して預かってくれる場所」、「いろいろな制度に詳しい職員」、「何でも相談できる窓口」、「自分がお世話をできなくなった後に代わりにお世話する人の確保」

## 4 ケアラー支援における課題

### 課題1 認知度、早期発見・早期把握

- ・県内におけるケアラーの認知度は十分とは言えない。

### 課題2 相談・支援体制の充実

- ・各種相談窓口においては、ケアを受ける方に関する相談が主なものとなることが多いことから、ケアラー自身が抱える悩みや課題を誰にも相談できず孤立してしまうおそれがある。

### 課題3 関係機関の連携

- ・ケアラーが抱える課題は、状況によって様々であり、複雑化・複合化しているケースもある。

### 課題4 関係機関におけるケアラー支援の視点の確保

- ・関係機関においては、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性があることを認識するとともに、ケアラーの意向を踏まえつつ、支援の必要性について把握し、支援を必要とするケアラーに対しては、情報の提供や適切な関係機関への取次ぎなども含めた必要な支援を行うことが求められる。

## 5 目指すべき姿と施策の方向性、施策の展開

### (1) 本県の目指すべき姿

全てのケアラーが個人として尊重され、社会から孤立することなく、安心して生活することができる地域社会の実現

### (2) 基本的な考え方

県、市町、県民、事業者、関係機関、支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えていくとともに、介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている方に対する支援と一体的に行う。

### (3) 施策の方向性

#### 施策1 普及啓発等の促進

ケアラーとその支援の必要性について、県民、事業者、関係機関、支援団体等の理解と関心を深め、社会全体でケアラーを支える気運を醸成します。

また、学校をはじめ、児童・生徒及びその家庭に関わる関係機関がヤングケアラーの可能性のある児童・生徒に早期に気付くよう意識の醸成を図ります。

#### I 普及啓発及び理解促進

- (1) 「ケアラーに関する県民等への理解の促進」
- (2) 「関係機関におけるケアラー支援の必要性の意識の醸成」
- (3) 「高齢、障害、難病などに関する正しい知識の普及啓発」
- (4) 「権利や意識に関する啓発」

#### II ケアラーの早期発見

- (1) 「ケアラー自身の自発的な相談の促進」
- (2) 「市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施」
- (3) 「各種コーディネーター等の養成」

重点的  
本県の  
取組

- 啓発用ポスター等を作成し、県民全体に広く普及啓発を図る
- 公的サービス・相談窓口等の情報や、AIチャットボットによる相談機能、啓発動画等を盛り込んだ、ケアラー支援のためのWebページを作成し、利用促進を図る
- 県内の相談窓口情報やチェックリスト等を掲載するケアラー手帳を作成し、配布

#### 施策2 相談・支援体制の充実

市町における重層的支援体制整備事業の実施を後押しするなど、市町、関係機関及び支援団体等の緊密な連携の下、ケアラーが相談しやすい環境の整備を促進します。

特に、ヤングケアラーについては、学校において、教職員等が寄り添いながら必要な支援につなぐ体制の構築を促進します。

- (1) 「多様な相談・支援体制の充実に向けた支援」
- (2) 「市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援」
- (3) 「ケアラー同士が交流できる場の充実」

重点的  
本県の  
取組

- 在宅で療養している医療的ケア児等や難病患者のケアをする家族の休憩(レスパイト)時間を確保するため、訪問看護の利用を支援
- 障害児通所支援事業所に対し、医療的ケア児の受け入れに必要な設備整備等の費用を助成

#### 施策3 関係機関等の連携強化

複雑・複合的な課題を抱えるケアラーを、必要な支援に迅速かつ適切につなぐことができるよう、ケアラー支援に関わる多様な関係機関の連携の強化を促進します。

- (1) 「各種コーディネーター等の養成」(再掲)
- (2) 「複数機関の職員が参加する研修会やセミナーの開催等」
- (3) 「市町における包括的な支援体制整備に向けた取組への支援(再掲)」

重点的  
本県の  
取組

- 福祉や教育等、多分野にまたがる関係機関向けに、各々に期待される役割や支援が必要なケアラーに気付くポイント、連携スキーム等を盛り込んだガイドラインを作成し、連携を強化

#### 施策4 人材の育成及び確保

ケアラーの意思や権利を尊重し、ケアラー支援の視点に立って、相談、助言、日常生活の支援等を担うことができる人材の育成及び確保を促進します。

- (1) 「福祉サービス事業所などの身近な関係機関の職員に対する研修等の実施」
- (2) 「市町や相談支援機関など、ケアラー支援に関係する機関の職員に対する研修等の実施」(再掲)
- (3) 「各種コーディネーター等の養成」(再掲)

重点的  
本県の  
取組

- 地域包括支援センターの職員等を対象に、高齢者のケアラーが抱える多様なニーズを把握するとともに、障害・子育て等他分野との連携手法等に関する研修を実施し、同センターの相談機能の強化・充実を図る
- 障害児等のケアラーの不安や悩みを軽減、解消する人材(心のサポーター・ピアサポーター)を養成

上記の重点的取組等により、各施策の充実と相互の連携を図り、  
ケアラー支援体制全体の強化につなげていきます

## 6 評価指標、計画の推進体制と進捗管理

- (1) 評価指標(数字は令和8(2026)年度末における目標値)
  - ①ケアラーという言葉の認知度(聞いたことがあり、内容も知っている)〔70%〕、
  - ②ヤングケアラーに関する生徒の認知度(聞いたことがあり、内容も知っている)〔70%〕、
  - ③高齢者の介護者 交流会を実施している市町数〔25市町〕、④基幹相談支援センター設置市町数〔25市町〕、⑤重層的支援体制整備事業等を実施するなど包括的な支援体制の構築に取り組む市町数〔25市町〕、⑥ピアサポーター養成数(累計)〔241人〕、⑦ヤングケアラーに関して活動するピアサポート団体数〔10団体〕、⑧県による人材育成研修の受講者数(累計)〔4,556人〕、⑨ヤングケアラー・コーディネーターの設置市町数〔10市町〕
- (2) 計画の推進体制と進捗管理  
「栃木県ケアラー支援推進協議会」において、定期的な進捗管理や新たな課題に対する検討等を行います。